

令和 7 年 4 月改定

令和 7 年度 いじめ防止等のための学校基本方針

丹波市立吉見小学校

「いじめは、どの児童、どの学級、どの学校でも起こり得る。」という認識を全職員がもち、「いじめは、人権を侵害する行為であり、生命を奪いかねない行為であり、許されない行為である」ということを再確認し、いじめ防止に全力で取り組んでいく。

1 いじめの基本認識

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童^(注1)等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為^(注2)（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（注1）「一定の人的関係のあるほかの児童」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注2）「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。また、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

いじめ防止対策推進法（第2条より）

(2) いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

（丹波市「令和 7 年度 4 月改定 丹波市いじめ防止基本方針」より）

2 いじめへの対応

いじめの対応にあたっては、学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要である。

(1) いじめ防止等の対策のための組織の設置について

【生活指導委員会】

- いじめ防止等のための学校基本方針の見直しを行う。
- いじめアンケートによる情報把握、及び全職員での共通理解を行う。
- 必要に応じて、アンケート等で名前が出てきた児童について、現状や指導についての情報交換を行う。

【いじめ対応チーム】

校長・教頭・生活指導担当教員・学級担任・地区担当・養護教諭・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーから編成する。

- いじめの未然防止・早期発見・迅速な事後対応を組織的に行う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに係る情報があった時にはいじめ対応チーム会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への関係の聴取やアンケートによる事実関係の把握といじめであるかの判断を行い、指導や支援の体制・対応方針の決定や保護者対応を組織的に実施する。
- 学校だけで解決が困難な事案については、丹波市教育委員会、丹波警察署、川西こども家庭センター丹波分室、地域の関係機関等との連携を図る。

(2) いじめの未然防止のために

- ① 児童の様子を把握する。
 - 日頃から、児童についての話題を職員間で出し合う。
 - 職員会議・生活指導委員会等による定期的な情報共有に努める。
 - 子どもたちの言動や生活の様子を手がかりに、一人一人の身体的・精神的な状態を推し量る感性を磨く。
- ② 児童一人一人の自己存在感の自覚を図り、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。
 - 学習状況の把握と個に応じた授業を実現する。
 - 困ったことが相談でき、児童が安心して過ごせる居場所づくり。
 - 目的意識を持って学校生活を送れるようにする。
 - 金管バンド活動・鴨庄太鼓等の活動を通して、お互いを理解し、協力できる人間関係の構築に努める。
 - 縦割り活動・地区児童会・学校行事などを通して、社会性・協調性を培い、自己存在感に基づく自己有用感・自己肯定感を養う。

- 人権教育、道徳教育及び体験活動の充実に努め、発達段階に応じた指導を行うことにより、命の大切さを学ぶ機会の充実や相手の立場を理解しようとする態度を育成する。
- インターネット上のいじめが重大な人権侵害であることを理解させるため、情報モラルを身につけさせる指導を行う。
- 保護者や児童に適切な啓発を行い、いじめ防止推進法やいじめに関わる人権感覚、情報モラル等について周知する。
- ③ 児童の悩みや課題を放置せず、教師が一緒になって考える。
- ④ いじめアンケートを実施する。
 - いじめアンケート後、気になる児童には個別に面談をし、情報を収集する。
 - 各クラスのアンケート結果を共有し、事後の様子を教職員全体でみていく。
- ⑤いじめ防止等のための啓発を行う。

(3) いじめの早期発見のために

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることが多い。いじめられている本人からの訴えがない場合は潜在化しやすく、早期発見が難しい。また、ネット上のいじめは周囲から見えにくく、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされるいじめも増加している。このように、いじめ、中でも「暴力を伴わないいじめ」は、早期発見が難しいが、だからこそ学校では、さまざまなきめ細かな取組を通して、認知能力を高め、早期発見が可能になるような体制を構築する必要がある。

- ① 日々の観察により、刻々と変わる子どもたちのわずかな変化を見逃さず、早期に児童と関わり、積極的に認知することを大切にし、必要な指導を行う。
- ② 生活指導委員会を中心とする情報交換に努める。
- ③ 定期的に教育相談を実施する。
- ④ いじめ実態調査アンケートを毎学期（6月・11月・2月）自由記名方式で実施する。
- ⑤ 児童がいじめを相談しやすい体制づくりに努める。
- ⑥ 児童一人一人がいじめを許さないという強い気持ちを持ち、行動できる力を育成する。

(4) いじめに対する措置のために

- ① 教職員は、いじめ対応の流れ（図1）により迅速かつ組織的に対応の共通理解を図る。
- ② 担任等が抱え込まずに、生活指導担当教員（いじめ担当教員）に連絡し、管理職に報告する。その後、直ちに「いじめ対応チーム」を招集し、対応方針を決定す

る。

- ③ 当事者や周りの児童からの聞き取りによる情報収集と事実確認を行い記録し、経過並びに結果を丹波市教育委員会へ報告する。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめへの対応
 - P T Aと連携し、SNS 等の危険な側面や適切な使用法について啓発を図り、情報モラル教育の充実を図る。
 - 家庭でのルール作りを促し予防する。
 - インターネットへの不適切な書き込みが見つかった場合は、丹波市教育委員会等の関係機関と連携し、直ちに削除などの適切な処置を行う。
- ⑤ 「いじめ解消」の判断は、謝罪して終わりではなく、加害行為が相当の期間（3 か月程度）なく、被害者が心身の苦痛を感じていないことが認められることとする。
- ⑥ 情報を交換し、教職員全員の共通理解のもと、組織的に指導に当たる。必要に応じて、保護者との面談を行う。また、個人情報の取り扱い、プライバシーには細心の注意を払う。
- ⑦ 丹波市教育委員会、関係機関・専門機関と連携し、事案の対応にあたる。

(5) 重大事態への対処

① 重大事態の定義

I いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

II いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は重大事態として捉える。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ただし、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態として捉える必要がある。

② 重大事態の報告及び判断

○学校長は重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに丹波市教育委員会に報告するとともに、犯罪行為として取り扱われるべきと認める事案は丹波警察署へ相談・通報する。

○丹波市教育委員会を通じて市長に報告する。

③ 調査を行うための組織について

○学校が調査主体になる場合は、いじめ対応チームを中核とし、いじめ事案の関係者と直接の人間関係がない構成になっていることに留意する。

○職員会議を行い事実の共有に勤め、体制確立と対応方法について協議する。

(6) 家庭・地域・関係機関等との連携

- ① 保護者との協力体制が取れるよう、日頃より信頼関係を築いていく。
- ② アフタースクール・民生委員・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等、関係機関との相互交流に留意する。
- ③ P T A活動を活性化し、保護者同士・保護者と学校が連携をとれるようにする。
- ④ 丹波市立教育支援センター学校いじめゼロ支援チーム、丹波市立教育支援センター教育相談室、丹波市福祉部子ども福祉課家庭児童相談係、丹波警察署、川西子ども家庭センター丹波分室等との情報交換を適宜行う。

3 資料の保管について

○いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象児童が卒業するまで学校が保管する。

○回答を取りまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わってから**5年間**、学校が保管する。

○いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わってから**10年間**、学校が保管する。

○保管年限が経過した資料については、丹波市小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。